# 高校生の携帯電話の使用と家庭でのルール作りの実態

The Mobile Phone Usage of Senior High School Students and the Condition of Rule Making Considering its at Home

# 高 橋 久美子

# Kumiko TAKAHASHI 家政教育講座

(平成17年9月30日受理)

#### 1. 問題の所在と課題

情報通信技術の発達はめざましい。しかし、その加速的変化に対応できるほどに私たちの意識や行動は容易には変わりにくく、さまざまな不整合や不適応の問題が生じている。オグバーンのいう文化的遅滞の現象である<sup>1</sup>。

生活の情報化が急速に進み、情報のもつ意味と 役割は今日では質的に大きく変化した。必要性の 有無にかかわらず、そして好むと好まざるとにか かわらず、私たちは多種多様な情報の海のなかで 生活し、生活していかなければならない。情報と 緊密に結びついた今日の生活の特徴を、野田は情 報生活ととらえる。生活情報から情報生活への質 的な転換であり、必要となる能力が情報リテラシ ーである<sup>2)3)</sup>。それは情報通信機器の操作能力に限 らない。平成11年版と平成12年版の通信白書では 次のように定義している。情報通信の高度化に対 応し、氾濫する情報のなかから必要な情報を理解 し, 選択し, 整理し, 体系化し, 創造し, 発信で きる能力。情報リテラシーとは、いわば情報の海 で溺れることなく、海の幸を手にするために必要 な、高度情報社会における基礎的生活能力である といえる。

情報化の進展は生活の利便性と快適性を増大させる反面,問題も多く生じさせている。柳田は,情報リテラシー教育も重要であるが,情報モラルの教育こそが先決の課題であると提言している。いつでも,どこでも,誰でも,何にでも」をめざして技術革新が進み,通話機能の他に多くの機能が付け加えられた携帯電話は,手軽で便利な情報通信手段となった。1990年代半ば以降急速に普及している。しかし,公共の場でのマナー違反,高額とな

る使用料金、日常生活や心理面に及ぼす悪影響、 事件や犯罪などに結びつく危険性も大きく、子ど もに携帯電話を持たせることについては種々の議 論がある。まだ社会的な共通認識が形成されてい ないが、実際には世代を越えて生活必需品化して きているのが現状である。

携帯電話について各種のさまざまな調査がなされている。内閣府が全国規模で継続的に実施している「情報化社会と青少年に関する調査」によると、12~29歳の青少年の携帯電話所持率は平成8年には10%程度であった。平成13年には75%に達し、この5年間で青少年の間に爆発的に普及した。同調査から平成13年時点での年齢別の所持率をみると、中学生21%、高校生64%、20歳代青年は9割を占めている。平成14年に福岡県内の公立高校2年生全員を対象にした調査では、男子69%と女子84%である。男子よりも女子に多いことは各種の調査結果に共通している。地域差はあるにしても、すでに高校生の7割以上の大多数が携帯電話を所持し、近年は中学生や小学生の所持率が増加傾向にある。

携帯電話を持たせることは子どもに大きな自由と責任をもたせることである。親の側にも事情や理由はあるだろうが、そのことを十分考慮しなければならない。さらに今では、テレビやエアコンを始め、自家用車が2台ある家庭も珍しくない。携帯電話の普及によって、電話も家族が個別に所有するようになってきた。生活品の個別所有は利便性と快適性を高める一方で、家族を個人単位化し、凝集性を低下させる要因になるということにも留意する必要があるで、本研究では、情報通信機器を使用する際に必要な態度や行動規範を身につけさせることを、家庭教育において取り組むべき

新たな課題と考えた。とくに子どもの携帯電話の 使用を取り上げ、家庭でのルール作りに焦点をあ てて実態を明らかにし、問題点を考察することを 目的とした。

著者はこれまで家庭での性教育について研究を 進めてきたが8)~10)、本研究では携帯電話の使用に ついてのルール作りを取り上げる。家庭教育の課 題として考えた場合に、性と携帯電話には以下の ような共通点と相違点がある。共通点として、い ずれも子どもにとって大きな関心事であり、関連 した事件や犯罪が多発している。避けることので きない教育課題であるが、親にとっては子どもの 時に親から教育指導を受けることがなかった事柄 であることが挙げられる。相違点としては、性に ついては親が自身の成長過程で経験した事柄であ るのに対し、携帯電話は親にとって未経験の出来 事への試行錯誤の取り組みである。性は親子の間 ではとくにタブー意識が強いため話題にしにくい のに対し、携帯電話は日常身近な生活手段である ので共通の話題にできる。性についてはルール作 りへの関心が払われてこなかったのに対し、携帯 電話についてはルール作りの必要性の指摘は多 い。だが、家庭でのルール作りに焦点をあてた調 **査研究はこれまでなされていない。** 

#### 2 研究方法と調査対象

子どもの携帯電話の所持率は年々上昇し、低年齢化してきている。小学生でも携帯電話を持っている者が少なくないが、現状では、全体としては高校入学の頃に所持率の山があり、高校生になると大多数の者が携帯電話を持つようになる。そこで、家庭でのルール作りが一般的な課題になる時期として、高校生を対象とした。当然のことなが

ら、高校生になると親の主導権は低下し、親が作った決まりを子どもに一方的に守らせることはできなくなる。また、考え方の違いを調整することも容易ではないと思われる。したがって、携帯電話の使用について家庭でのルール作りの実態を明らかにするには、親の側における取り組みとともに子どもの側の認知も把握し、双方から検討しなければならない。

家庭での取り決めの内容に関しては、対象者自身に記述してもらうという方法を用いた。選択式に比べて記述式の方が、実態をより詳しく具体的に把握できると考えたからである。それに、取り決めであるからには言語化できる明確さも必要である。想定される取り決めの内容を、時間、場所、料金、その他、反した場合の罰の5項目に整理し分類した。それら5項目の分類を挙げ、それぞれについて取り決めがあれば記述してもらうようにした。取り決めの必要性の意識も同様の方法で尋ねた。

図1に、親の側の取り組みに影響すると予想される要因間の関連を整理した。一般にルール作りをする際には話し合いが重要であることはいうまでもない。携帯電話は子どもにとって関心が高い日常身近な生活品であり、親子の間で話題にしやすいことはすでに指摘したが、実際にはルール作りに結びつくよう効果的な話し合いがされているのだろうか。携帯電話について親子で話し合い、使い方の取り決めを作るか否かは、携帯電話の利便性と問題点の認識が関連しているのではないかと考えられる。さらに、携帯電話の使用についてのルール作りには、日常生活における規範意識と、規範意識を形成するための親の指導が影響を及ぼすのではないかと予想した。

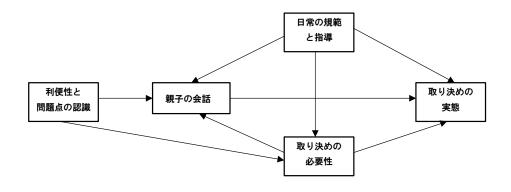


図1 研究の枠組み

調査は平成15年10月に、北九州市内の公立高校 1校を選び、2年生とその保護者を対象に実施し た。高校生については学校で行った。保護者には 学校からの配布書類とともに子どもを通して調査 票を配布し、回収は郵送という方法をとった。保 護者の回収票は175部であったが、そのうち母親以 外の記入者は少数であったので、条件をそろえる ために、保護者については記入者が母親のみを分 析対象とした。分析に用いたサンプル数は母親141 人、男子121人、女子185人である。

#### 3. 結果および考察

### (1) 携帯電話の所持概況

母親141人の高校2年生の子どもは,男子55人と女子86人であるので,男女比は4対6であり,分析対象となった男子と女子とほぼ同比率である。まず携帯電話の所持に関して概況をまとめる。子どもの回答から,男子と女子の携帯電話の所持率は66%と83%であり,男女ともすでに挙げた高校2年生を対象とした福岡県調査結果とほぼ同数である。母親の回答から,父母の所持状況は父母ともある59%,父のみ23%,母のみ11%,ない8%であり,家族所持総数は3台31%,2台40%,1台26%,ない3%である。

さらに、母親の回答から、高校2年生の子ども が携帯電話を持った時期は中学3年以前25%、高 校1年70%、高校2年4%であり、持たせた理由 (複数回答)は居場所などの連絡用77%、子ども が望むので53%、防犯のため37%、子どもの友人 が持っている37%などある。子どもの回答から,携帯電話を持った理由は男子と女子ではそれぞれ居場所などの連絡用55%と64%,メールを利用する59%と72%,友人が持っている48%と47%などであり,使用料金は月だいだい3千円未満4%と2%,3~5千円未満25%と29%,5~7千円未満27%と28%,7千~1万円未満25%と28%,1万円以上18%と13%であり,支払いについては親が全額払う58%と68%,子どもが小遣いから払う24%と9%,親が一定額を払い超過分を子どもが払う16%と23%である。

携帯電話の使用による日常生活への影響なども 調査をしたが、以下では、家庭でのルール作りに 焦点をあてて分析を行う。

## (2) 携帯電話の利便性と問題点の認識

携帯電話について一般に指摘されている利便性と問題点をそれぞれ7項目に整理し、複数回答で選択してもらった結果をまとめたのが、図2である。利便性については圧倒的に多い理由が「連絡がとりやすい」であり、世代と性別に関係なくほとんど全ての者が挙げている。母親の場合は携帯電話の利便性はこの理由だけに集中しているが、子どもは平均すると7項目中3項目の理由を挙げている。携帯電話の利用のし方として「買い物などに役立つ」を挙げる者が意外に少ないのは、まだ高校生であるために必要が限られているからであろう。

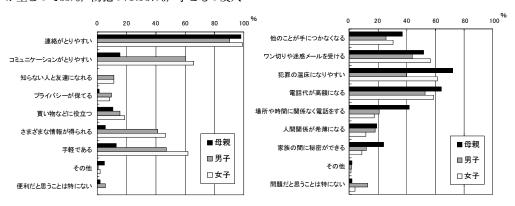


図2 携帯電話の利便性と問題点

問題点としては、利便性のように集中して多くを占めるような事柄はみられない。親だけでなく子どもも、携帯電話は便利で役に立つが問題点もいろいろあると考えている。「電話代が高額にな

る」ということ以外に、「犯罪の温床になりやすい」 「ワン切りや迷惑メールを受ける」などの問題を、 子どもも4割以上の者が挙げている。問題点はな いという者はほとんどいない。

表1 携帯電話の利便性と問題点(平均)

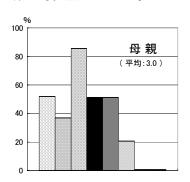
	母親	男子	女子
利便性	1.5	2.8	3.2
問題点	3.1	2.2	2.5
相関係数	0.038	0.137	0.083

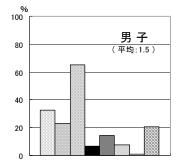
平均項目数を比較した表1から,予想されたことではあるが、母親は利便性よりも問題点の方を多く認識しているのに対し、子どもは利便性の方を多く認識しているという違いが確認される。さらに、親と子の間での平均値の差が、利便性よりも問題点の認識において小さいことが明らかである。言い換えれば、子どもの側でも男女の別なく携帯電話について問題点を意識しているということであり、このことは、携帯電話の使用について話し合いをし、ルール作りをする際に重要な点で

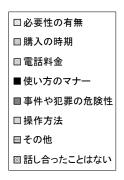
あるといえる。問題への関心は、そのためのルール作りの必要性を子どもに理解させ、動機づけるのに役立つと考えられるからである。

#### (3) 親子での話し合いの内容

携帯電話について親子で話し合ったことがないという者は子どもでも少なく、大多数の者が家庭で話し合っているが、図3から明らかなように、会話内容について親子で大きな差異がある。母親と男子と女子のいずれも会話の1位は電話料金であり、それが突出し、2位との差が大きいという点は共通している。図2の問題点の認識では、電話料金はいくつか挙げられた問題点の一つにすぎないのだが、会話内容をみると、子どもだけでなく母親も電話料金に対してとくに関心が高く、費用面に最も注意を払い、話題にしていることが分かる。







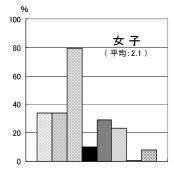


図3 携帯電話について親子の会話内容

親子の会話内容の2位は、母親の場合には必要性の有無、使い方のマナー、事件や犯罪の危険性の3項目である。しかし、それらは5割程度であり、半数の家庭で話題にしているにすぎず、予想外に少ない。子どもの側では、男子は必要性の有無、女子は必要性の有無と購入の時期である。使

い方のマナー、事件や犯罪の危険性について話し合ったという子どもは3割に満たない。この2項目は他の項目に比べれば親子の間の差が大きいとはいえ、母親でも5割程度しかない低さである。携帯電話の問題点に対する子どもの認識は、マスコミや友人からの情報や経験などによる場合が多

いといえる。それにしても、家庭でのルール作り の話し合いに活用されていないのは、携帯電話の 問題点に対する子どもの認識を、親が把握できて いないことに原因があるのではないかと思われ る。

## (4)取り決めの必要性の意識と意見対立の場合

国際比較の調査結果によると明らかだが、日本の家庭では決まり事を作らず子どもの好きなようにさせたり、自由に任せることが多く、また、決まり事があっても守らせようとする厳しさも乏しい<sup>11)</sup>。図4から、携帯電話の使用については家庭で取り決めが必要ないという母親は極めて少ない。日常生活に影響が現れやすいうえに、深刻な問題が生じやすいからであろう。必要性の意識が最も高いのは料金に対してであり、経済面への関心の高さは、親子の会話内容と重なる点である。さらに、使用場所を挙げる母親も7割以上いるが、使用時間、反した場合の罰、その他の取り決めについては5割以下である。出会い系サイトへのアクセスを禁じるなどの取り決めも大切であるが、必要だと考えている母親は少ない。

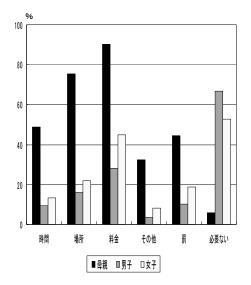


図4 携帯電話使用の取り決めの必要性の内容

子どもの側では、取り決めは必要ないという者が $5\sim6$ 割もいる。だが裏を返せば、 $5\sim4$ 割の子どもが、子ども自身も携帯電話の使用について自由でよいとは思っていないということである。言い換えれば、半数近くの子どもが取り決めが必要だと考えているということである。母親を大き

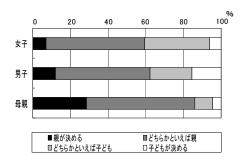


図5 携帯電話使用の取り決めについて意見対立 の解決法

く下回ってはいるが、子どもも料金、場所の順に 多いことは母親と同様である。

高校生になればこれまで以上に子どもの意思を 尊重しなければならないので、話し合いが重要に なるが、意見が対立した場合にどうするか。解決 の方法はいろいろあるが、図5は、意見対立の場 合における決定権の所在を尋ねた結果である。い ずれも「どちらかといえば親が決める」という者 が多い。「親が決める」を合計すると、母親では9 割、子どもでも6割の過半数を占める。子ども自 身も「子どもが決める」という者は意外に少なく、 「親が決める」とほぼ同じ割合である。

### (5) 取り決めの実態

取り決めの有無を尋ね、取り決めの内容を5項 目挙げ、自由に記述してもらった結果、1項目に 複数の事柄を記述した者もいたが、ほとんどが1 項目には1つの事柄しか記述されていなかった。 まず図6をみると、取り決めがあるという者は母 親8割,女子4割,男子2割である。家庭で取り 決めがあるか否かという、いわば明白な事実の認 識においても大きなずれがある。男子と女子の間 でもずれはあるが、それ以上に親と子の間のずれ が顕著である。図7から明らかなように、取り決 めの内容についても親子の間で大きなずれがあ る。取り決めのなかで最も多いのが料金である。 母親では、8割に近くを占めており、次いで多い のが場所 6 割である。時間や罰については母親で も4割以下であり、その他の取り決めではさらに 低い。

5項目における取り決めの有無をもとに、取り 決めの必要性と実態の平均値を算出して比較し、 相関を分析した結果を、表2に示した。母親、男 子、女子のいずれも、取り決めの必要性の意識と 取り決めの実態との間には関連がある。すなわち、

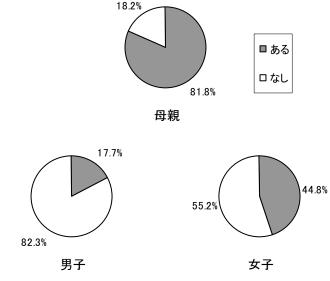


図6 携帯電話使用の取り決めの有無

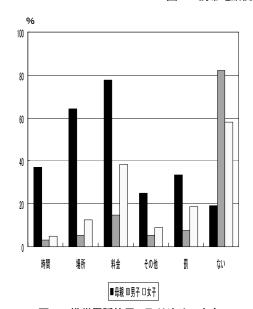


図7 携帯電話使用の取り決めの内容

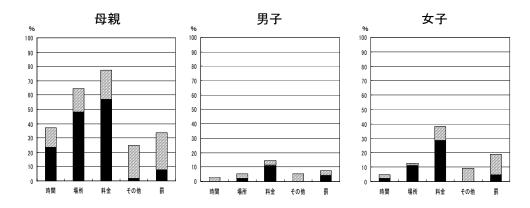
母親の場合は取り決めの必要性の意識が実態に影響していることが指摘できる。子どもの場合には逆に、取り決めの実態が必要性の意識に影響していると考えられる。言い換えれば、母親にとっては、必要性の意識が取り決めを作る要因として重要であり、子どもにとっては、取り決めがあることが必要性の意識を促す要因として重要であるということである。

表 2 携帯電話使用の取り決めの必要性の意識と 実態 (平均)

			· · · · · ·
	母親	男子	女子
取り決めの必要性	2.9	0.7	1.1
取り決めの実態	2.4	0.4	0.8
+0 BB /5 *h	0.582	0.380	0.365
相関係数	**	**	**

\* \* P<0.01

親子の間に大きなずれがみられる原因として、 取り決めの内容が明確でないということが考えら れる。取り決めがあっても明確でないため子ども には取り決めとして伝わらない, さらには, 取り 決めとすべきことを取り決めとはしていないとい う問題である。そのことを考えさせるのが図8で ある。例えば、母親が時間についての取り決めと して記述したなかに,「相手のことを考えた時間 に」「迷惑になるような時間は使わない」「必要な ときだけ」「常識の範囲で使う」などがあった。確 かにそうだが、しかし、これらの取り決めには明 確な線引きがないので、子どもの自由裁量にゆだ ねられ、必ずしも取り決めとはいえなくなる。ま た、場所についても、その是非については議論が あるにしても、調査を行った高校では校則で携帯 電話の学校への持ち込みを禁止しているので、そ れが家庭での取り決めになければ一貫性は失われ る。



時間:使用制限の時間を決めている 場所:学校への持込禁止をしている 料金:料金の上限を決めている その他:出会い系等へのアクセスを禁じている 罰:解約か取り上げを決めている

図8 携帯電話使用の取り決め内容の明確性

図8の黒い部分は、取り決めがあるという者のなかで、時間については夜の何時までというように明確に時間の指定をしている、場所については学校への持ち込みを禁止している、料金の上限を明確に設定している、出会い系サイト等へのアクセスを禁止している、違反した場合に解約や取り上げを決めているなどの割合を示している。携帯電話の問題点として犯罪の温床になりやすいと考え、そのことについて子どもと話し合っているという母親は5割いるのだが、出会い系サイト等へのアクセスを禁止しているという母親はほとんどいない。さらに、反した場合の罰についても、解約や取り上げなどのような厳しさがないので、取り決めとは伝わりにくいのだと思う。

親の側の問題を挙げたが、この図が示すより重要な点は、5項目のどれをみても、取り決めがあると受け止めている子どもが極めて少ないということである。子どもたちが親になった時に、親から学んでいないことを、あるいは親から学んだこと以上のことを、自分が親として子どもを育てる時にするとは考えにくい。ますます取り決めがないという状況が出現するのではないかと危惧される。

表3 「ない」と回答した者の割合

	母親	男子	女子
携帯電話使用の取り決め	18.2	82.3	55.2
取り決めについての必要性の意識	5.7	65.5	51.6
携帯電話について親子の会話	0.7	20.3	0.2
親子の会話×取り決め 相関係数	0.037	0.009	0.012

表3は、携帯電話について親子で話し合いをしたことがないという者の割合は少なく、親だけでなく子どもも話し合いをしているという者がほとんどだが、それが取り決めに結びついていないということを示している。せっかく親子で話し合ってはいるのだが、話題にした程度にすぎない話し合い方しかなされていないようである。親と子の双方について、携帯電話についての親子の会話と取り決めとの間には関連がみられない。

## (6) 日常の規範と指導との関連

家庭で取り決めをつくることには日常の規範意識や公共心の注意・指導の程度が関連していると考えた。そのことはとくに親の側の要因として想定された。図9の高校生がもつべき規範と図10の公共マナーの指導については、母親の回答率が高い順に並べて比較した。

図9は、日常の規範意識をみるために、青少年研究所による日本・アメリカ・中国の高校生調査(2)を参考に、10項目を取り上げ、「高校生がしてはいけないと考えている」ことを選択してもらった結果である。母親の場合は規範意識の強さが、8割以上の大多数が「してはいけない」と考えているブラック、4割以上のグレイ、4割に満たないホワイトの3段階に分類できる。10項目を3つのゾーンに分類すると、3項目、4項目、3項目があてはまる。

反抗という言葉は内容や程度が明確ではなく, 言葉自体に拒否反応をもつ者もいるかもしれない が、それにしても「親に反抗するのはよくない」と考える者は、母親の約2割でしかなく、ホワイトゾーンに入る。グレイゾーンにある「スカートを短くしたりズボンのはき方を好きなようにするのはよくない」や「化粧をするのはよくない」と明さるのはよくない」と考える者は、母親の4割であり、グレイゾーンの最下位である。子どもの規範意識は母親よりも一段と低く、男女ともにどの項目も5割を下回っている。「親に反抗するのはよくない」と考える者の割合は親子であまり差がなく、同程度に低い。

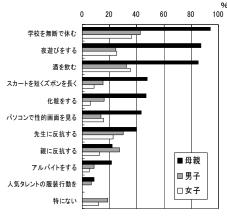


図9 高校生がもつべき規範

(「してはいけない」と考える者の割合)

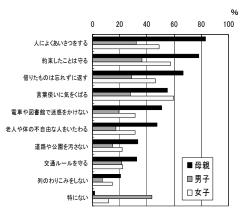


図10 公共マナーの指導

(日頃から「注意している・されている」者の割合)

図10の公共心やマナーの指導は、日頃から注意 している・されている者の割合である。調査項目 は総理府青少年対策本部が実施した6ヵ国調査を 参考にした<sup>13</sup>。母親の上位 3 項目は、「人によくあいさつする」「約束したことは守る」「借りたものは忘れずに返す」の順である。子どもの側の認知は母親を大きく下回っている。男子と女子でも差が目立つ。 9 項目のいずれも注意されていないという者が、男子は 4 割もいる。

表 4 高校生がもつべき規範と公共マナーの指導

	母親	男子	女子
高校生がもつべき規範(平均)	5.0	2.4	2.3
公共マナーの指導(平均)	4.7	2.1	3.3
+088 /5 米4	0.248	0.074	0.253
相関係数	**		**

\* \* P<0.01

表 5 携帯電話使用の取り決めとの関連

	母親	男子	女子
高校生がもつべき規範	0.060	0.018	0.098
公共マナーの指導	0.064	0.161	0.019

公共のマナーについての注意・指導の平均項目数は母親4.7、男子2.1、女子3.3、高校生がもつべき規範の平均項目数はそれぞれ5.0、2.4、2.3である。表4に示したように、公共マナーの指導と高校生がもつべき規範との間には、母親と女子については関連が認められる。すなわち、母親は規範意識が強い者ほどマナーの指導をしており、女子はマナーの指導をされている者ほど規範意識が強い。しかし、表5示したように、高校生がもつべき規範意識や公共マナーの指導と携帯電話の使用についての取り決めとの間には、母親、男子、女子のいずれも関連が認められない。

## 4. まとめ

技術発展が急速に進み変化が激しい時代や社会には、一般に親自身が未経験な事柄でも親として対応を迫られるような、新たな家庭教育の課題は多い。携帯電話の使用とルール作りはその典型例であり、親にとって試行錯誤の取り組みとなる。親の取り組みから子どもは学び、次世代の親としての資質の育成につながる。本研究のまとめにおいて、そのことをまず指摘したい。

親と子の考え方が一致しないことはよくあることである。だが、本調査の結果から明らかになった問題は、家庭で取り決めがないという子どもが大多数を占めており、取り決めの有無という事実の認識においても、親と子の間に大きなずれが生じていることである。子どもも携帯電話には利便

性だけでなく問題点がいろいろあると考えている。子どもの側に、話し合いとルール作りの受け入れ態勢はあると予想されるのだが、さらに、意見が対立する場合に親が決定権をもつことへの反発も強くはない。だが、それらのことを親が理解していないために、話し合いがルール作りに役立てられていないのではないかと思う。

子どもとの会話内容をみると、母親の最大の関心は電話料金である。確かに、料金は親にとって具体的で切実な問題であるが、経済面に比べて、子どもの日常生活や成長にかかわる事柄に対する関心と配慮は乏しい。その問題は、子どもからみた会話内容に顕著に現れている。親との会話内容が電話料金に集中し限られているからである。携電話を持たせることは、子どもに大きな自由を与える反面、重い責任を負わせることでもある。そのことを十分に認識し、携帯電話の所持を大人へ移行する通過儀礼として積極的に意味づけ、準備させる努力が必要である。その場合には当然の時期についての話し合いも大切になる。

取り決めについて親子の認知に大きなずれを生 じさせる原因に、取り決めの内容が曖昧であり一 貫性がないなどの問題が挙げられる。子どもに常 識が形成されていなければ、親の側で常識を前提 に取り決めを作ったつもりでも、子どもにとって 取り決めにはなっていないのである。家庭でルー ル作りのまえに、親はまず、豊かな常識と他者へ の配慮を育てる指導努力が必要になる。その際に は、親自身のあり方も問われることになるだろう。 情報倫理は日常生活のモラルと連動しているとの 指摘がある14)。さらに、子どもに携帯電話をもた せることに社会的合意が形成されていないため, 学校への持ち込みについて家庭との間に混乱が生 じやすいという問題も、結局は、家庭の教育機能 を向上させることが重要であるといえる。そのた めに、学校が情報提供や啓発などの支援を行うこ とによって、家庭との信頼関係を強化することが できなければ、解決は難しい。

取り決めの実態と関連が認められた要因は取り 決めの必要性の意識だけであり、高校生がもつべき規範意識や公共マナーの指導との間では、子どもだけでなく、母親についても関連が認められなかった。注目すべき点は、子どもの規範意識や公共マナーの指導の低さである。家庭で取り決めがあるという子どもも極めて少ない。子どもはいずれ親となるので、次世代においてますます規範やルールの喪失状況が進むことが危惧される。 規範意識が低いのは子どもだけでない。親の側も予想を上回って低い。本調査結果の全体を通して子どもとのずれや不一致が顕著にみられるなかで、「親に反抗するのはよくない」と考える者は、親も子どもと同程度に少ない。親としての役割を果たすことへの意欲や自信のなさの裏返しの心理ととらえられるように思う。「先生に反抗するのはよくない」という者も少なく、権威への抑制的な態度と関連があるのではないかと考えられる。この問題についても、今後さらに研究を進めていく必要がある。

#### 引用文献

- 1)塩原勉,松原治郎,大橋幸編(1971)『社会学の基礎知識』有斐閣,100
- 2) 野田隆, 奈良由美子編 (2002) 『情報生活のリテラシー』朝倉書店, i~x
- 3) 今井光映,酒井豊子,風間健編(1988)『生活 情報論』朝倉書店
- 4) 柳田邦夫「情報モラルの教育を」西日本新聞 2004年8月31日朝刊
- 5)内閣府「第4回情報化社会と青少年に関す調査」 http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu.htm
- 6) 福岡県立学校生徒指導主事研究協議会(2002) 『平成14年研究紀要 21世紀初頭における生徒 指導のあり方』
- 7) 長津美代子(2000) 中学生がいる家族の個別 化と凝集性, 群馬大学教育学部紀要, 35, 247-270
- 8) 高橋久美子(1997)家庭における性教育の現 状と課題,日本家政学会誌,48,267-277
- 9) 高橋久美子 (1999) 中学生の父母はどう性教 育をしているか,日本家政学会誌,50,621-629
- 10) 高橋久美子(2003)親の性意識が性教育に及ぼす影響,日本家政学会誌,54,59-67
- 11) 有地亨 (1981) 『フランスの親子・日本の親子』 日本放送出版協会,137-148
- 12) 日本青少年研究所(1997)『ポケベル等通信媒体調査』日本青少年研究所,62-82
- 13) 総理府青少年対策本部(1982)『国際比較 青 少年と家庭』大蔵省印刷局
- 14) 野田隆, 奈良由美子編 前掲書70-79